

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が「開示請求者に係る平成〇〇年〇月〇〇日及び〇月〇〇日の管理票（〇〇警察署保有分）」、「開示請求者に係る平成〇〇年〇月〇日及び〇月〇日の管理票（〇〇警察署保有分）」及び「管理票（県一連番号〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成28年4月19日付けで行った部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成28年4月5日付けで「管理票に記録された私の個人情報平成〇〇年〇月以降の物」の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成28年4月19日付けで本件対象保有個人情報について3件の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（2）審査請求の経緯

ア 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成28年7月19日付けで本件処分を取り消し、不開示とした情報を開示することを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

イ これに対し諮問庁は、行政不服審査法第19条第2項に定める審査請求書の記載事項に不備があるとして、同法第23条の規定に基づき、平成28年7月22日付けで審査請求人に対し補正を求めた。

ウ 審査請求人は、諮問庁に対し、平成28年8月8日付けで審査請求書の補正書を

提出した。

エ 諮問庁は、提出された補正書においても審査請求書の記載事項に不備があったため、平成28年8月12日付けで審査請求人に対し再度の補正を求めた。

オ 審査請求人は、諮問庁に対し、平成28年8月27日付けで再度の補正書を提出し、審査請求書の不備を補正した。

(3) 審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について平成28年10月26日、諮問庁から条例第42条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写しの提出を受けた。

イ 当審査会は、平成28年11月22日、諮問庁からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 諮問庁の主張の要旨

(1) 不開示とした情報について

ア 警部補以下の職員の氏名及び印影

開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第17条第3号及び第5号に該当する。

イ 警察業務に支障を及ぼすおそれのある情報

開示することにより他の公共機関との連携・協力を妨げるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号に該当する。

ウ 開示請求者以外の個人に関する情報

開示請求者以外の個人に関する情報であって、条例第17条第3号イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものであり、特定の個人を識別することができるものとして、条例第17条第3号により不開示とする情報に該当する。

また、開示することにより、記録に基づく苦情・相談等業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号に該当する。

エ 苦情・相談等業務に支障を及ぼすおそれのある情報

開示することにより、特定の事案に対し、警察職員が主体的に把握・判断した事項が明らかとなり、記録に基づく苦情・相談等業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号に該当する。

(2) 弁明書

条例第17条は、「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」旨規定している。

平成28年4月19日付け文情第460号、同第461号及び同第462号各保有個人情報部分開示決定通知書において通知した「開示しない情報」については、条例第17条に規定する不開示情報にそれぞれ該当することから開示できない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成〇〇年〇月以降に管理票に記録された審査請求人の個人情報のうち、〇〇警察署が保有する分である。

諮問庁の説明によると、管理票は、埼玉県警察苦情・相談取扱規程に規定された様式であって、県民等から苦情、相談等があった場合に作成するものであり、一般に、苦情、相談等の申出人の情報として、内容の記録及び警察職員が事案を処理した経過の記録によって構成されている。相談等を担当した警察職員は、その内容について、犯罪等による被害の未然防止を念頭に、当事者からの聴取によって把握した情報の要点の記録に適宜分析・検討を加え、申出の概要として管理票に記載するとのことである。

審査請求人は、本件処分を取り消し、実施機関が不開示とした部分の開示を求めているので、当審査会では、本件対象保有個人情報を見分した上で、不開示部分の不開示情報該当性について以下検討する。

(2) 警部補以下の職員の氏名及び印影の条例第17条第3号該当性について

条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特

定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

このうち、同号ただし書ハでは、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示するとしているが、当該公務員等の氏名については開示することとしていない。

これは、公務員等の職及び職務の遂行に関する情報のうち当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けたものと解される。

したがって、これら職務の遂行に係る情報の中に当該公務員等の氏名が含まれる場合は、同号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとなる。このうち、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合とは、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合や、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもってあるいは公にされることを前提に提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に氏名が掲載されている場合が該当すると考えられる。

警部補以下の職員の氏名等は、埼玉県職員録においても、また、新聞の人事異動情報等でも公表されていない。そのため、これらの情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報とはいえ、知ることが予定されている情報ともいえないことから、同号ただし書イには該当しない。また、当該不開示情報が、同号ただし書ロに該当する特段の事情も認められない。

したがって、警部補以下の職員の氏名及び印影は、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当する。

なお、当該不開示部分については、上記のとおり条例第17条第3号に該当するため、諮問庁の主張する条例第17条第5号該当性については判断するまでもない。

(3) 警察業務に支障を及ぼすおそれのある情報の条例第17条第7号該当性について

条例第17条第7号では、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

当審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示情報は、他の公共機関職員から警察に対し提供された情報に係る記録であつて、開示されると他の公共機関と警察との信頼関係が崩れ、他の公共機関からの協力が得られにくくなるなど、今後の警察業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該警察業務に支障を及ぼすおそれのある情報は、条例第17条第7号の不開示情報に該当する。

(4) 開示請求者以外の個人に関する情報の条例第17条第3号該当性について

本件対象保有個人情報は、警察官が現場に臨場した際、事案を処理するため開示請求者以外の当事者から聴取した内容の記録を含んでいる。当該記録は、当審査会が見分したところ、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）と認められ、かつ、条例第17条第3号ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する事情は認められない。

したがって、当該開示請求者以外の個人に関する情報は、条例第17条第3号の不開示情報に該当する。

なお、当該不開示部分については、上記のとおり条例第17条第3号に該当するため、諮問庁の主張する条例第17条第7号該当性については判断するまでもない。

(5) 苦情・相談等業務に支障を及ぼすおそれのある情報の条例第17条第7号該当性について

当審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示部分には、実施機関の職員が分析・検討を加えた内容が記載されている。こうした情報を開示すること

となれば、今後、実施機関が本件と同様の管理票を作成するにあたって、職員が率直かつ具体的な記載を避けることとなり、詳細かつ正確な情報を組織的に把握することが困難になる蓋然性が高くなる。

したがって、当該苦情・相談等業務に支障を及ぼすおそれのある情報は、開示することによって警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第17条第7号の不開示情報に該当する。

(6) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、田村泰俊、西田幸介

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成28年10月26日	諮問を受ける（諮問第145号）
平成28年10月26日	諮問庁から弁明書の写しを受理
平成28年11月22日	諮問庁からの意見聴取及び審議
平成28年12月20日	審議
平成29年 1月17日	審議
平成29年 1月24日	答申